

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三三
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 三三
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 三三

公 告

- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 三三
- 福島県公安委員会

告 示

福島県告示第三百二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年六月二十一日から同年七月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市商工観光部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年六月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドール神明通り店 福島県会津若松市中町三百五十番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年六月二十一日から同年七月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年六月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
曾根田ショッピングセンター 福島県福島市曾根田町十二番地一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年六月二十一日から同年七月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年六月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品白河店 トレンドプラザ トレンドビル 福島県白河市昭和町百八十八番地一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年六月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除予定保安林の所在場所
いわき市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

公 告

公告第百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十三年六月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

会津北部土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 佐藤 隆 耶麻郡北塩原村大字北山字谷地二二三番地

(農村計画課)

福島県公安委員会

福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 6月21日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

福島県公安委員会規則第6号

福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則（平成8年福島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」の次に「(第4条関係)」を加え、

国立磐梯青年の家
国立那須甲子少年自然の家

を

国立磐梯青少年交流の家

に、福島市児童文化センター

福島市

国立那須甲子少年自然の家

桜木町 8 番13号

こむこむ館

福島市早稲町 1 番 1 号

に改め、いわき市立水石山少年の

家の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(生活環境課)